

物価高騰対策給付金の申請期限を延長します

令和6年12月13日を基準日とした以下の給付金等の申請期限を延長します。

対象となる給付金

- ①物価高騰対策給付金…1世帯あたり**30,000円**
- ②子育て世帯加算 …児童1人あたり**20,000円**
- ③ひとり親世帯加算 …1世帯あたり**20,000円**

※灯油購入費助成金(1世帯あたり6,000円)の申請受付は、3月31日で終了しました。

申請期限 **7月31日(木)**

☎ 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637



▲詳細はこちら

「ごみ集積所整備費補助金」を利用して ごみ集積所を整備しませんか

市では、自治会および町内会等が実施するごみ集積所の整備に係る費用の一部に補助金を交付します。

補助基準

- ①骨組みが木造または金属で製作されたものであること。
- ②固定式の場合は風水害または積雪に耐えられる強固なものであること。折りたたみ式の場合は適切に収納できること。
- ③屋根、側面がすべて囲まれ、鳥類および小動物が侵入できない構造となっていること。

補助対象経費

- ①ごみ集積庫の新設・更新(撤去および処分経費含む)に要する経費
- ②ごみ集積庫の修繕および改修に要する経費

補助金の額

- ①補助対象経費の2分の1以内を予算の範囲内で補助金を交付【補助金の限度額】・固定式 …**80,000円**
・折りたたみ式…**30,000円**
- ②補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てます。

補助金の交付制限

補助金の交付を受けて整備した場合、交付を受けた年度から7年間を経過するまでの間は、再度この補助金の交付を受けることはできません。

補助金の申請時期

- ①ごみ集積所の整備や購入前に補助金交付申請書を提出してください。
- ②必ず補助金交付決定通知を受け取ってから実施してください。(補助金交付決定前に整備に着手、または購入している場合は補助金の対象外となります)

留意事項

ごみ集積庫の設置場所は、その土地の所有者や管理者から許可を受けた場所であることが条件となります。

申請期限 10月31日(金) ※予算がなくなり次第、受付終了。

☎ 生活環境課環境推進係 ☎62-1110

市民税非課税の高齢者世帯等エアコン設置 支援事業のお知らせ

市では高齢者に対する熱中症対策として、エアコン購入費用の一部を補助します。

対象者(以下の①～③の要件をすべて満たす世帯)

- ①市内に居住し、住所を有する方で構成される次のいずれかの世帯
・申請時に65歳以上の高齢者の一人暮らし世帯
・申請時に65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
・申請時に65歳以上の高齢者と障がい者のみで構成される世帯
- ②世帯員の全員が市民税非課税世帯であること
- ③現在居住している住宅にエアコンが1台も設置されていない、または故障により使用できるエアコンがない世帯であること

補助額 1世帯1台限り: **上限50,000円**

※申請前に購入したものは補助対象外となります。

申請期限 9月30日(火)

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

※障がい者の方は申請の際、障害者手帳を持参してください。

対象となるエアコン

市内の販売店から購入した、天井や壁、窓枠等に固定して設置・使用する、室温冷却機能を有する新品のエアコンです。

※中古品や故障修理、床に置いて使用する物は対象外です。

☎ 高齢福祉課高齢福祉係 ☎62-6639



▲詳細はこちら

中等度難聴の高齢者の皆さまへ補聴器購入 費用を補助します

当市では身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴の高齢者に対し、補聴器購入費用の一部を補助します。

対象者(以下の①～③の要件をすべて満たす方)

- ①市内に居住している65歳以上の高齢者で、市民税が非課税である方
- ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満であり、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③補聴器の装用により、生活上一定の効果が期待できると医師が判断する方

対象経費 片耳(装用効果の高い側の耳に装用する補聴器)

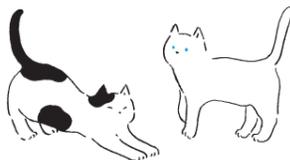
補助金額 **上限50,000円**

補助を受ける場合は、補聴器を購入する前に申請し、その後、耳鼻咽喉科を受診する必要があります。申請前に購入した補聴器は、補助対象となりません。**まずは申請してください。**



▲詳細はこちら

☎ 高齢福祉課高齢福祉係 ☎62-6639



「市民の声ポスト」

市民の皆さまから市政に対するご意見、ご要望などを広くお聞きし、今後のまちづくりに反映させるために、令和6年5月より「市民の声ポスト」を設置しています。皆さまからのご意見、ご要望をお待ちしています。



受付時間 8時30分～17時15分(開庁日のみ)

設置場所 本庁舎出入口脇(市民課市民係側)

※各窓口センター、出張所等の窓口でも受付可。 ▲詳細はこちら

提出方法 専用の記入様式による「市民の声ポスト」への投函
※郵送、FAXによる提出も可。

※任意様式の場合は次の必要事項が記載してください。

- ①ご意見・ご要望 ②市からの回答希望の有無
- ③公表の承諾の有無 ④連絡先(氏名・住所・電話番号)

※専用の記入様式は市ホームページからも入手できます。

公表 市が回答したもので、提出者が公表を希望する場合に個人情報を除いて市ホームページに公表します。

注意 特定の個人や団体に対する誹謗中傷や市政に直接関係のない内容はご遠慮ください。

☎ 総合政策課政策係 ☎62-6606 FAX 63-2586

第3次北秋田市総合計画の策定に向けて

令和8年度を始期としたこれからのまちづくりの指針となる「第3次北秋田市総合計画」の策定にあたり、市民の皆さまへも随時進捗状況について公開しています。

詳細は、右記二次元バーコードからご確認ください。



☎ 総合政策課政策係 ☎62-6606

▲詳細はこちら

市税等の督促手数料を廃止しました (令和7年度分から対象)

条例改正により、令和7年度以降に課税される市税・保険料・使用料等に係る督促手数料(100円)を廃止しました。

ただし、令和6年度までに課税された市税・保険料・使用料等は、従前どおり督促手数料の納付が必要となります。

また、督促状は引き続き送付します。納期限を過ぎると延滞金が加算される場合がありますので、納期内納付にご協力をお願いします。

督促手数料を廃止した市税・保険料・使用料等

- 市税(市県民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税)
- 国民健康保険税 ●介護保険料
- 後期高齢者医療保険料 ●放課後児童クラブ利用料
- 下水道受益者負担金(農業集落排水事業分担金含む)

☎ 税務課収納係 ☎62-1115

北秋田市へ提出する請求書と見積書は 押印不要となります

開始日 4月1日発行分から

提出方法 ①持参②郵便③FAX④メールへの添付(PDFに限る)

※FAXが不鮮明な場合、再提出をお願いする場合があります。

※ご不明な点は、**請求書と見積書を提出する担当課**までお問い合わせください。

令和7年春の火災予防運動

春の火災予防運動が4月6日(日)～12日(土)まで行われます。一斉放水訓練をはじめ、下記の行事を予定しています。

【一斉放水訓練】

4月6日(日)

- ▶鷹巣・合川地区 8時～ 鷹巣中央公園(高村岱地区)
- ▶森吉・阿仁地区 9時～ 阿仁川右岸河川敷(小又地区)

【火災予防広報活動】

日時 4月6日(日)9時30分～

場所 イオンタウン鷹巣前、いとく鷹巣南店前
いとく鷹巣ショッピングセンター前

内容 パンフレット配布による広報(住宅用火災警報器)

実施団体 北秋田市消防署、北秋田市消防団第13分団

☎ 北秋田市消防署警防係 ☎62-1119

無線連動型住宅用火災警報器の購入費用 一部補助および住宅用火災警報器の交換

交付基準 市内に住所をもつ方が居住する自己所有の住宅

補助対象 ・高齢者のみの世帯、もしくは高齢者を含む世帯
・障がい者の一人暮らしまたは障がい者を含む世帯(障害者手帳所有者)

※上記世帯で、市税滞納および市への債務不履行がないこと。
※近隣世帯と相互に連動される場合は主に設置する世帯が対象。

助成金額 購入費の2分の1に相当する額

※1個当たり5,000円、1世帯4個まで、上限20,000円。

その他 住宅用火災警報器は設置から10年が交換の目安です

☎ 北秋田市消防本部予防課 ☎62-1119

消防水利確保における協力の御礼

今冬は例年にも増して積雪が多く、消防署では消防水利(消火栓や防火水槽)の除雪作業が遅れることもありました。住民の皆さまには、消防水利の除雪作業にご協力をいただき、消防水利の確保を維持することができました。心より感謝します。

なお、消防水利の破損、変形、漏水等を見かけた場合は消防本部までご連絡ください。

☎ 北秋田市消防本部 ☎62-1119

